

大阪府難病医療協力病院選定基準

第1 大阪府難病医療協力病院の選定について

知事は、大阪府難病医療協力病院選定要綱（以下「要綱」という。）第3条の規定により選定基準を定める。

第2 大阪府難病医療協力病院の選定基準について

1 診療実績

難病に関する診療実績を一定以上有すること。なお、その場合は、「難病の患者に対する医療等に関する法律」（平成26年法律第50号）第5条に定める指定難病の直近の年間の総受診者数の実績が実人数で200人以上あること。

2 医療従事者の配置

「難病の患者の医療等に関する法律施行規則」（平成26年厚生労働省令第121条）第15条第1項第1号に定める難病指定医が、5名以上在籍しており、内1名以上は雇用形態が常勤であること。

附則

この選定基準は、令和元年10月29日から適用する。